徳島県告示第５４０号

令和８年徳島県告示第４６５号（保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件）に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第２４９号）第１８９条の規定により、その通知の内容を那賀町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和８年10月27日

徳島県知事　後藤田　正純

１　所在が不分明である通知の相手方の氏名

森井啓之、井東幹夫、武市巖、井東力、武市幸男、竹田貞雄、佐古浪太郎、岡本靜、森秀雄、森源吾、武市梅二、下北和彦、下北美香、谷崎裕昭、粉川壽春、原田準男、植原正昭、松葉尭美

２　通知の要旨

令和８年９月４日付け徳島県告示第４６５号で告示したとおり保安林の指定施業要件が変更される予定である。